

## 船員法施行規則等の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 9 号）により、外国人配偶者をもつ場合など、戸籍に国籍を記載する場合において、特定の地域の法を本国法とする者が届出をするときは、国籍に代えて、当該地域を戸籍に記載することとされた。

こうした状況を踏まえ、国土交通省が単独で所管する省令で、申請書等において「国籍」の記載を求めているもの等について、上記と同等の措置を講じるため、所要の改正を行うこととする。

### 2. 概要

- 別紙に掲げる省令の条項や様式中に規定されている「国籍」を、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する「国籍等」に改める。

※ 「国籍等」とは、①国籍の属する国 or ②出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいう。②の地域について具体的には、出入国管理及び難民認定法施行令（平成 10 年政令第 178 号）第 1 条において、「台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区」と定められている。

- その他所要の改正を行う。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行： 令和 8 年 8 月

## 改正省令一覧表

	省令名	条項又は様式
1	船員法施行規則 (昭和 22 年運輸省令第 23 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 29 条第 2 項及び第 3 項</li> <li>・ 第 33 条第 4 項</li> <li>・ 第 1 号書式</li> <li>・ 第 2 号書式</li> <li>・ 第 11 号の 2 書式</li> <li>・ 第 12 号書式</li> <li>・ 第 14 号書式</li> <li>・ 第 16 号書式</li> <li>・ 第 16 号の 2 書式</li> <li>・ 第 20 号書式</li> <li>・ 第 22 号書式</li> <li>・ 第 22 号の 2 の 3 書式</li> <li>・ 第 22 号の 3 書式</li> <li>・ 第 22 号の 4 の 3 書式</li> <li>・ 第 22 号の 5 書式</li> <li>・ 第 22 号の 6 書式</li> <li>・ 第 22 号の 7 の 3 書式</li> <li>・ 第 22 号の 8 書式</li> </ul>
2	通訳案内士法施行規則 (昭和 24 年運輸省令第 27 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別記様式第 1 号様式</li> <li>・ 別記様式第 2 号様式</li> <li>・ 別記様式第 4 号様式</li> <li>・ 別記様式第 10 号様式</li> </ul>
3	建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 17 条の 18 第 1 項第 4 号</li> <li>・ 様式第 25 号の 4</li> <li>・ 様式第 25 号の 6</li> <li>・ 様式第 25 号の 7</li> </ul>
4	水先法施行規則 (昭和 24 年運輸省・経済安定本部令第 1 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 7 号様式</li> <li>・ 第 9 号様式</li> <li>・ 第 10 号様式</li> </ul>
5	海上運送法施行規則 (昭和 24 年運輸省令第 49 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 12 条第 1 項第 4 号ロ</li> <li>・ 第 20 条の 10 第 1 項第 2 号</li> <li>・ 第 32 条第 1 項第 1 号</li> <li>・ 第 38 条</li> <li>・ 第 42 条の 7 の 10 第 1 項第 1 号</li> <li>・ 第 44 条第 1 項第 1 号</li> <li>・ 第 10 号様式の 2</li> <li>・ 第 10 号様式の 3</li> </ul>
6	建築基準法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 40 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 10 条の 9 第 2 号</li> </ul>
7	船舶運航事業者等の提出する定期報告書に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 号様式</li> </ul>

	<p>関する省令 (昭和 26 年運輸省令第 54 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 号様式の 2</li> <li>・ 第 6 号様式</li> </ul>
8	<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 91 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 5 条第 3 号</li> <li>・ 第 7 条第 2 項</li> <li>・ 第 66 条第 4 号</li> <li>・ 第 3 号様式</li> <li>・ 第 4 号様式</li> <li>・ 第 5 号様式</li> <li>・ 第 6 号様式</li> <li>・ 第 8 号様式</li> <li>・ 第 10 号様式</li> <li>・ 第 15 号様式</li> <li>・ 第 15 号の 2 様式</li> <li>・ 第 16 号様式</li> <li>・ 第 16 号の 2 様式</li> <li>・ 第 18 号様式</li> <li>・ 第 19 号様式</li> <li>・ 第 21 号様式</li> <li>・ 第 22 号様式</li> <li>・ 第 24 号様式</li> <li>・ 第 25 号様式</li> </ul>
9	<p>航空法施行規則 (昭和 27 年運輸省令第 56 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 42 条第 4 項</li> <li>・ 第 57 条第 2 項</li> <li>・ 第 64 条第 2 項</li> <li>・ 第 222 条第 2 項第 3 号</li> <li>・ 第 230 条第 1 項第 1 号及び第 6 号</li> <li>・ 第 230 条の 2 第 1 項第 1 号</li> <li>・ 第 231 条第 1 項第 1 号</li> <li>・ 第 231 条の 3 第 1 項第 1 号</li> <li>・ 第 232 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号並びに第 2 項第 1 号</li> <li>・ 第 233 条第 1 項第 1 号</li> <li>・ 第 233 条の 2 第 1 項第 1 号</li> <li>・ 第 233 条の 3 第 2 項</li> <li>・ 第 234 条第 1 項第 1 号及び第 3 号</li> <li>・ 第 234 条の 2 第 1 項第 1 号</li> <li>・ 第 19 号様式</li> <li>・ 第 19 号の 2 様式</li> <li>・ 第 20 号様式</li> <li>・ 第 22 号様式</li> <li>・ 第 23 号様式</li> <li>・ 第 24 号様式</li> <li>・ 第 26 号様式</li> <li>・ 第 27 号様式</li> <li>・ 第 28 号様式</li> <li>・ 第 29 号様式</li> </ul>

10	動力車操縦者運転免許に関する省令 (昭和 31 年運輸省令第 43 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号</li> <li>・第 12 条第 2 項</li> </ul>
11	宅地建物取引業法施行規則 (昭和 32 年建設省令第 12 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 14 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号</li> <li>・第 14 条の 5 第 1 項第 1 号</li> </ul>
12	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令 (昭和 37 年運輸省令第 43 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 号様式</li> <li>・第 3 号様式</li> </ul>
13	救命艇手規則 (昭和 37 年運輸省令第 47 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 号様式</li> <li>・第 2 号様式</li> <li>・第 3 号様式</li> <li>・第 4 号様式</li> <li>・第 7 号様式</li> <li>・第 8 号様式</li> </ul>
14	不動産の鑑定評価に関する法律施行規則 (昭和 39 年建設省令第 9 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 21 条第 1 項第 2 号</li> </ul>
15	道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則 (昭和 39 年運輸省令第 63 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 号様式</li> <li>・第 2 号様式</li> </ul>
16	船内における食料の支給を行う者に関する省令 (昭和 50 年運輸省令第 7 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 号様式</li> <li>・第 3 号様式</li> </ul>
17	浄化槽設備士に関する省令 (昭和 59 年建設省令第 17 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 5 条第 1 項</li> <li>・別記様式第 1 号</li> <li>・別記様式第 4 号</li> <li>・別記様式第 5 号</li> <li>・別記様式第 6 号</li> </ul>
18	貨物利用運送事業法施行規則 (平成 2 年運輸省令第 20 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 30 条第 1 項第 2 号イ及びハ並びに第 3 号</li> <li>・第 32 条</li> <li>・第 39 条第 1 項第 1 号イ及びロ並びに第 2 号</li> <li>・第 49 条第 1 項第 4 号</li> <li>・第 2 号様式</li> <li>・第 3 号様式</li> </ul>
19	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 (平成 13 年国土交通省令第 110 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 72 条第 1 項第 2 号</li> </ul>
20	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則 (平成 16 年国土交通省令第 59 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 75 条第 24 号及び第 25 号</li> </ul>
21	海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則 (平成 19 年国土交通省令第 72 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 号様式</li> <li>・第 2 号様式</li> </ul>
22	海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令 (平成 20 年国土交通省令第 67 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 条第 1 項第 1 号</li> </ul>

23	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則 (平成 25 年国土交通省令第 92 号)	・ 第 15 条 ・ 第 4 号様式
----	---	-----------------------